

「まん延防止等重点措置」 指定に伴う 沖縄県対処方針

【期間】令和3年4月12日(月)～5月31日(月)11日(火)

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

- 不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、心身のリフレッシュや運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出や移動しないよう要請します。
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)
生活や健康の維持のための外出においても、混雑を避けてください。
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)
沖縄県全域の飲食店等に対し20時までの営業時間短縮要請を行っております。要請に応じていない飲食店等の利用を厳に自粛するよう要請いたします。
また、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は厳に控えてください。
(例:店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い)等)

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

- 路上・公園等における集団での飲酒などを自粛すること
(法第24条第9項)路上・公園等における集団での飲酒は感染リスクが高い活動になるので厳に控えてください。
- 歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第8項)
飲食関係による感染例を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認しておりますので、この期間は会食につながるイベントの自粛をお願いします。
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること
(法第24条第8項) 検温、マスク着用、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください
- 県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第8項)
特に、緊急事態宣言区域などの感染拡大地域との往来は厳に控えてください。
出張等で往来する必要がある場合でも、現地での会食を避け、帰県後1週間は、健康観察期間として、家族以外の方との会食を控えてください
- 離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)